

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 2 2 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
企画法令係

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例の送付について

各市町村における国民健康保険条例の策定の参考に供するため、国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例（平成 2 1 年 2 月 1 2 日）により国民健康保険条例参考例を示しているところですが、今般、別添のとおり、その一部を改正する条例参考例を作成しましたので、ご活用ください。

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例

国民健康保険条例参考例の一部を次のように改正する。

第十八条の五の二第二号中「第十八条第一項四号ロ」を「第十八条第一項第四号ロ」に改める。

附則第十九項を削り、附則第九条の次に次の一条を加える。

（平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

第十条 被保険者又は被保険者であった者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第八条の規定の適用については、同条第一項中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

新旧対照条文

◎ 国民健康保険条例参考例

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第十八条の五の二 第十八条の二の世帯別平等割額は、第一号又は第二号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第一号又は第二号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</p> <p>第十八条第一項第四号ロに定めるところにより算定した額</p>	<p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第十八条の五の二 第十八条の二の世帯別平等割額は、第一号又は第二号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第一号又は第二号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</p> <p>第十八条第一項四号ロに定めるところにより算定した額</p> <p>附則</p> <p>(平成二十年度の仮徴収額の特例)</p> <p>19 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百二十四号) 附則第二条第三項の規定により特別徴収(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第十三条の規定による改正後の国民健康保険法(以下この項において「平成二十年四月改正国保法」という。))第七十六条の三第一項に規定する特別徴収をいう。)の方法によって特別徴収対象</p>

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る
出産育児一時金に関する経過措置)

第十条 被保険者又は被保険者であった者が平成二十一年十月一日
から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給す
る出産育児一時金についての第八条の規定の適用については、同
条第一項中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

年金給付（平成二十年四月改正国保法第七十六条の四において準
用する介護保険法第百三十五条第六項に規定する特別徴収対象年
金給付をいう。）の支払の際に徴収する保険料額は、次の各号に
掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

一 平成十九年度の保険料の算定を第二十一条第一項又は第二項
の規定により月割をもって行っている場合 当該月割額に十二
（ただし、十二とすることが適当でない場合は、一以上十二以
下の範囲内において別に定める数とする。）を乗じて得た額を
六で除して得た額とする。

(二)